

## 代用有価証券の掛目見直しについて

- ・変更対象は以下のとおりです。
  - ・証拠金及び未決済取引の引継ぎ等に関する規則
    - 別表第1 取引参加者の代用有価証券の種類及び時価に乘じる率（第7条関係）
    - 別表第2 顧客の代用有価証券の種類及び時価に乘じる率（第27条関係）
  - ・信認金の代用有価証券に関する規則
    - 別表 代用有価証券の種類及び時価に乘じる率（第2条関係）
  - ・清算預託金の代用有価証券に関する規則
    - 別表 代用有価証券の種類及び時価に乘じる率（第2条関係）

- ・下表における下線部分が変更対象の掛目（代用有価証券の時価（注2）に乘じる率）となります。

項番	代用有価証券の種類 (注3)	時価に乘じる率 (注2)	
		変更後	現行
1	(1) 国債（変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。）及び国庫短期証券（割引短期国債及び政府短期証券）		
	イ 残存期間1年以内のもの	9 9 %	9 9 %
	ロ 残存期間1年超5年以内のもの	9 8 %	9 8 %
	ハ 残存期間5年超10年以内のもの	9 7 %	9 7 %
	ニ 残存期間10年超20年以内のもの	9 3 %	9 6 %
	ホ 残存期間20年超30年以内のもの	9 1 %	9 4 %
	ヘ 残存期間30年超のもの	9 1 %	9 3 %
	(2) 分離元本振替国債および分離利息振替国債		
	イ 残存期間1年以内のもの	9 9 %	9 9 %
	ロ 残存期間1年超5年以内のもの	9 8 %	9 8 %
	ハ 残存期間5年超10年以内のもの	9 7 %	9 7 %
	ニ 残存期間10年超20年以内のもの	9 2 %	9 5 %
	ホ 残存期間20年超30年以内のもの	8 9 %	9 3 %
	ヘ 残存期間30年超のもの	8 5 %	9 1 %
2	国内証券取引所に上場されている株券（新株予約権証券を除く） (注1)	7 0 %	7 0 %

(注) 1 日本国内の取引所金融商品市場に上場されているものに限る。

2 代用有価証券の時価は、次のとおりとする。

(1) 第1項の有価証券については、次のいずれかの値

- イ 日本証券業協会がその売買参考統計値を発表するものは、当該売買参考統計値のうち平均値
- ロ 日本証券業協会がその売買参考統計値を発表しないものは、日本国内の取引所金融商品市場（複数の取引所金融商品市場に上場されている場合は、本取引所が定める取引所金融商品市場。以下この項において同じ。）における最終価格
- ハ ロの場合において、最終価格が無いときは最終気配相場

(2) 第2項の有価証券については、次のいずれかの値

- イ 日本国内の取引所金融商品市場における最終価格
- ロ イの場合において、最終価格が無いときは最終気配相場

3 注2に掲げるいずれかの方法により時価を取得できるものに限る。